

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款 E）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧										
第 1 条～第 16 条、表 1、表 2（変更なし） 表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>アミタ株式会社を 2 次処分委託先とする最終 処分の場所として</u> <u>麻生セメント株式会社荏田工場他 20 先を追加</u> （2022 年 7 月 20 日）	第 1 条～第 16 条、表 1、表 2（省略） 表 3 （省略） （2022 年 6 月 8 日）										
第 1 条～第 16 条、表 1（変更なし） 表 2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処 分の場所、方法及び処理能力 <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th><th>処分事業場</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繊維くず：0900</td><td><u>川崎工場混合を追加</u></td></tr> <tr> <td>動植物性残渣：1000</td><td><u>川崎工場混合を追加</u></td></tr> <tr> <td>金属くず：1200</td><td><u>川崎工場混合を追加</u></td></tr> <tr> <td>ガラス・陶磁器くず：1300</td><td><u>川崎工場固化不溶化を追加</u></td></tr> </tbody> </table> 表 3（変更なし） （2022 年 10 月 6 日）	産業廃棄物の種類	処分事業場	繊維くず：0900	<u>川崎工場混合を追加</u>	動植物性残渣：1000	<u>川崎工場混合を追加</u>	金属くず：1200	<u>川崎工場混合を追加</u>	ガラス・陶磁器くず：1300	<u>川崎工場固化不溶化を追加</u>	第 1 条～第 16 条、表 1（省略） 表 2 （省略） 表 3 （省略） （2022 年 7 月 20 日）
産業廃棄物の種類	処分事業場										
繊維くず：0900	<u>川崎工場混合を追加</u>										
動植物性残渣：1000	<u>川崎工場混合を追加</u>										
金属くず：1200	<u>川崎工場混合を追加</u>										
ガラス・陶磁器くず：1300	<u>川崎工場固化不溶化を追加</u>										
第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 （変更なし） 表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>㊟八戸セメント(株)を追加</u> <u>アミタ株式会社の商号変更・分社による</u> <u>アミタサーキュラー株式会社（東京都千代田区神</u> <u>田鍛冶町三丁目 6 番地 7）を 2 次処分委託先とす</u> <u>る最終処分の場所</u> （2023 年 2 月 28 日）	第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 （省略） 表 3 （省略） <u>アミタ株式会社（東京都千代田区神田鍛冶町三丁</u> <u>目 6 番地 7）を 2 次処分委託先とする最終処分の</u> <u>場所</u> （2022 年 10 月 6 日）										
第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 （変更なし） 表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 7 UBE 三菱セメント(株)九州工場荏田第 <u>2</u> 地区 名称修正 ㊟-5 UBE 三菱セメント(株)九州工場荏田第 <u>2</u> 地 区 名称修正 （2024 年 7 月 1 日）	第 1 条～第 16 条、表 1、表 2 （省略） 表 3 （省略） （2023 年 2 月 28 日）										
第 1 条～第 16 条、表 1～表 3 （変更なし）	第 1 条～第 16 条、表 1～表 3 （省略）										

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款 E）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 5、㊦-4 UBE 三菱セメント(株) <u>宇部セメント工場</u> 名称変更 <u>山口工場宇部地区</u> 6、㊦-3 UBE 三菱セメント(株) <u>伊佐セメント工場</u> 名称変更 <u>山口工場伊佐地区</u> 8 住友大阪セメント(株) 赤穂工場 所在地変更 同地番 <u>外 34 筆</u> ㊦アミタサーキュラー株式会社 所在地変更 <u>東京都千代田区神田駿河台四丁目 3 番地</u> ㊦-22 <u>アミタサーキュラー(株)</u> <u>姫路循環資源製造所 他 3 先を追加</u> (2025 年 6 月 10 日)	表 4 (省略) (2024 年 11 月 7 日)